

造血幹細胞移植後の 予防接種費用の補助

山梨県は、造血幹細胞移植後の医療として行われた予防接種の費用を助成した県内**市町村の事業を補助**します。

※県が単独で補助を行うものではありません。

予防接種費用の助成を受けられるかどうか（助成制度があるかどうか）といった制度の詳細は、**予防接種を受けた日に住民登録のある県内の市町村**にお問い合わせください。



市町村
問い合わせ
窓口

<https://www.pref.yamanashi.jp/kansensho/zouketsu.html>

山梨県 造血

検索



市町村により、対象とする予防接種の種類や対象者の条件などは異なりますが、山梨県が県内の市町村を補助する際の要件は、次のとおりとなっています。

県が補助の対象とする 予防接種の種類

- ジフテリア
- 百日せき
- 破傷風
- ポリオ
- ヒブ
- 肺炎球菌感染症
- 麻しん
- 風しん
- 水痘
- 日本脳炎
- B型肝炎
- ヒトパピローマウイルス感染症
- インフルエンザ
- 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）

県が市町村事業を補助する 対象者の条件

県は、次のすべてに該当する方を支援した市町村の事業を補助します。

- A) 造血幹細胞移植の医療を受けた方
- B) 移植後の医療として予防接種が必要と医師が認めた方
- C) 接種日時点で当該市町村の住民基本台帳に記録されている方
- D) 当該予防接種について、予防接種法その他の制度による助成等を受けていない方
- E) 当該予防接種を受けてから1年（R6年度に受けたものは2年）以内に、接種日に居住していた市町村へ助成の申請があった方